

# 11 当事者目線の障がい福祉の推進

## 1 障がいに対する理解促進

### 【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

本県では障がい者を知る機会や障がい者と地域住民と一緒に活動する場を増やすための取組を推進している。

誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会の実現に向けて、国においても、障害者週間における広報などの取組のより一層の充実、不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供について様々な場面や手法による普及啓発の強化等を行うこと。

特に、障がい当事者の心の声に耳を傾けお互いの心が輝くことを目指す「当事者目線の障がい福祉」を推進し、共生社会を実現することが重要であることから、国においても「当事者目線の障がい福祉」の考え方を普及させること。

### ◆現状・課題

本県では、平成 28 年に県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」において発生した痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、共生社会の実現に向け「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等のあらゆるメディアを活用して憲章の理念の普及推進に取り組んでいる。特に、事件が発生した日を含む一週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」と位置付け、集中的な広報活動を実施するほか、共生社会を体感する機会の創出にも力を入れている。

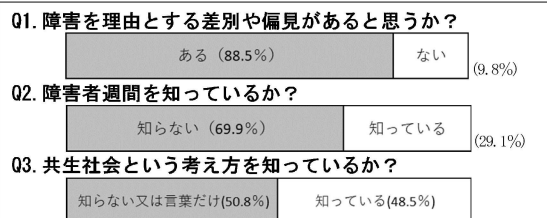
内閣府の「障害者に関する世論調査」によると「共生社会」を知っている人の割合は、48%程度に留まっており、また、本県の県民ニーズ調査（令和 7 年度実施）では、障がい者に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると答えた人の割合は 81.0%となっている。

そうした中で、令和 5 年 4 月には「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を施行し、さらに、令和 6 年 3 月には当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的に進めるための基本計画も策定した。

現在、国においても「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」を策定し、取組を進めていると承知しているが、共生社会の実現は、国全体、社会全体として取り組むべき普遍的な課題であり、真に実効性のある取組が必要である。

### ◆実現による効果

障がい者の活動や社会への参加を妨げる障壁（バリア）を取り除くための取組を全国的により一層充実して行うことで、社会全体で障がい福祉への理解が深まることになり、誰もがその人らしく暮らすことのできる共生社会の実現につながる。



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

## 2 障がい福祉を担う人材の確保定着

### 【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) 福祉・介護職員等の処遇改善について、引き続き他産業の給与水準を踏まえた更なる改善を図ること。
- (2) 人材層ごとの機能、役割を明確化するとともに、それを裏付ける教育・養成体系を早期に整備すること。
- (3) 障害福祉分野における地域の実情に応じた人材の確保・定着対策を支援するため、地域医療介護総合確保事業のような総合的・体系的な支援を提示し、併せて必要な財源の確保を図ること。  
また、的確かつ効率的な人材確保・定着策を実施するため、就業状況や従事者の就業意識など実態を把握する全国的な調査を実施すること。

#### ◆現状・課題

福祉・介護職員等の給与については、処遇改善の措置が図られてきているが、他の職種の給与水準と比較するといまだに低い状況が続いている。福祉・介護職員等の定着のためには、報酬の引上げ、対象サービスの拡大等、処遇改善の更なる充実が必要である。

「福祉系新卒者や退職者が就職先として障がい分野を選択しない」、「職員の負担が大きく、キャリアパスもなく、人材が集まらない」、「地域生活移行の核となる人材養成がない」といった理由から、現状のグループホーム等では地域生活を支える人材や、重度障がいに対応できる人材が不足している。

さらに、介護分野では、全国的な調査として「介護労働実態調査」が毎年度実施されているが、障害福祉分野では、こうした調査が行われていないため、国において定量的な課題把握がなされておらず、的確かつ効率的な施策を打ち出すことができていない。

#### ◆実現による効果

福祉・介護職員等のキャリアパスの整備を促進し、また、報酬体系について、更なるベースアップが図られることで、人材の資質の向上や処遇改善につながり、福祉・介護人材等の確保・定着に向けた取組を促進することができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局地域福祉課、障害サービス課)

### 3 障がい者の生活を支える場所の充実

#### 【提案内容】

提出先 厚生労働省

強度行動障がい者を有する者が、集団生活を基本とした障害者支援施設で生活することには限界があり、当事者の意思決定支援に基づき、一人ひとりのペースに合わせたグループホーム等への地域生活移行に取り組む必要がある。また、精神障がい者が精神科病院から地域生活へ移行するに当たっても、受け皿が欠かせない。

医療的ケアを受ける方や重症心身障がい者が、地域で安心して通所できる場所や、住まいも少ない。

障がい者の地域生活を支える資源を充実させるため、次の方策を講じること。

- (1) **社会福祉施設等施設整備費補助金の国庫基準額を実態に合わせて引き上げるとともに、基盤整備を確実にを行うための必要な財源を確保すること。**併せて、事業実施期間を確保するために速やかな交付決定や複数年度の事業計画等の措置を講じること。  
また、重度障がい者に対応した設備を整備した事業者に対して、加算等によって補助額を拡大すること。
- (2) **地域生活支援拠点等が、地域移行した障がい者の生活を支え、その役割を十分果たせるよう、また、機能の強化を図れるよう、報酬単価の見直しを含めて、十分な予算措置を講じること。**
- (3) 現状、全国的に障害者支援施設等からの地域生活移行が十分に進んでいない。また、医療的ケアや強度行動障がいへの支援体制が整っている事業所が近隣にないため、サービス支給決定があっても身近な地域で希望するサービスを受けられない者がいる。また、障害福祉サービスは、時代やライフスタイルに合わせて、利用者のニーズに応じ、変化させていくことも必要である。  
こうしたことを踏まえ、国においてその原因を調査・分析し、いかなる障がいがある者であっても、本人が望む場所で自分らしい暮らしを実現できるよう、**既存の制度にとらわれずに、住まいの場や日中活動の場の確保やサービスのあり方の見直しを進め、地域生活移行の推進や、地域での生活を支える仕組みを構築すること。**

#### ◆現状・課題

障害者支援施設や病院から地域生活移行を進め、障がい者が地域で安心して本人の望む生活ができるよう日中活動の場や重度障がい者を受け入れるグループホーム（地域資源（場））を確保する必要があり、本県においても社会福祉施設等整備費補助金を活用し、地域資源充実を図っているところである。

現在の補助制度では、新設の施設において重度の障がい者に対応した設備（車いす対応のためのスロープの設置や廊下幅の確保、特殊浴槽等）に対する加算はなく、設備の有無にかかわらず一律の国庫補助基準額が定められている。

加えて、近年、建築資材や建築費が著しく高騰しており、毎年、国庫補助基準額を見直していただいているところであるが、実際の事業費と国庫補助基準額が乖離しており、多額の事業者負担が生じていることが課題となっている。

さらに、障がい者を地域で支えるためには、各市町村の実情に応じて地域生活支援拠点等の活用が不可欠であるが、特に地域生活支援拠点等の機能の1つである緊急時の受入れについては、障がいの程度や状態にかかわらず、適切な人材の配置や受入場所の確保が必要となる一方で、既存の施設には空きがないことや、人材の育成・確保が難しいことが課題となっている。また、報酬上の評価が受入実績に基づくものであり、受入体制を整備したことを評価するものとなっていない。

このほかに、障害者支援施設からの地域生活移行後に地域での生活になじめずに再び障害者支援施設への入所等を余儀なくされる場合があるが、他の障害者が入所しており元の障害者支援施設に戻ることができないことが想定されるなど、安心して地域生活移行をすることができないなどの課題がある。

地域で暮らす当事者や家族からは「特別支援学校卒業後に通う場がない」、通う場が見つかって、「活動時間が短く、親は働けない」という声が届いており、一人ひとりの希望に合わせたサービスを希望する場所で受けられるように、地域での生活を支える仕組みを作る必要があるという課題がある。

#### ◆実現による効果

すべての障がい者が、自らの意思で必要な支援を受けながら、自分らしくいきいきと暮らしていくことができる地域共生社会を実現することができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害サービス課)

## 4 障害福祉サービス報酬制度の見直し

### 【提案内容】

提出先 厚生労働省

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定による地域生活移行の実績や事業所の経営実態等の検証を進めながら、強度行動障がいや重症心身障害児・者、精神障がい者等が、地域で安心して暮らせるよう、障がい者の地域生活を支えるため、次のとおり制度等を見直しを行うこと。

- (1) 障がい者等の重度化・高齢化が進む実態を踏まえ、グループホーム、生活介護事業所等において、事業者が利用者の状況や意向に沿った適切な支援を行えるよう、強度行動障がいや医療的ケア等に対応した人員配置基準の見直しや、一人ひとりに寄り添った支援に見合う報酬上の評価を行うこと。

特に、日中サービス支援型グループホームの人員及び設備基準について、重度障がい者等の入居を想定している事業所に適したものに改め、必要な財源措置を図ること。

- (2) 強度行動障がい者を有する者など特別な支援を必要とする障がい者を地域で支える重度訪問介護事業所が、安定してサービスを提供できるように、**重度訪問介護の報酬上の評価を充実させるとともに**、複数職員で分割して介護を行えるよう、同一職員が8時間連続で介護を行うことを前提とする**現行の報酬制度を抜本的に見直すこと**。
- (3) 障害者支援施設の経営状況や新設された加算の取得状況などを検証し、**施設入所者の地域生活移行に向けて積極的に日中活動に取り組む施設への評価や、施設退所者を受け入れる事業者やグループホームに対する報酬上の評価及び財政的支援を充実させること**。
- (4) **地域生活移行の調整を行う専任の職員を配置した障害者支援施設を評価する報酬を新たに設けること**。

#### ◆現状・課題

強度行動障がい者を有する者や医療的ケアを要する障がい者等の重度化・高齢化に対応するため、入所支援施設やグループホーム、生活介護では、現行の基準を超えた人員配置や、看護や介護の専門的知識やスキルを持つ者が必要となっているが、現行報酬は実態に見合っていないため、当県では市町村と共同で専門人材や常勤支援員の加配等を支援している。実態に即した報酬体系に改めることや、一定の比率以上で強度行動障がいや医療的ケアを要する障がい者を受け入れている事業所への支援金など、国が率先して対策することが必要である。特に、日中サービス支援型グループホームは、現行の設備基準から、重度障がい者に対応した設備（車いす対応のためのスロープの設置や廊下幅の確保、特殊浴槽等）及び利用者の支援に必要なスキルを持った職員の適切な配置を必須とし、報酬でも評価する必要がある。

強度行動障がい者を有する者が意思決定支援により入所施設から地域生活移行を望む際、重度訪問介護など地域で支える障害福祉サービスは欠かせないものであるが、人材確保に苦慮する事業所が多く、サービスを提供できない場合がある。ヘルパーの負担軽減を図り、事業所が安定してサービスを提供できるように、重度訪問介護の報酬上の評価を充実させるとともに、8時間を単位とする勤務形態を分割して対応する場合の報酬の設定を可能とするなど、抜本的に見直すことが必要である。

また、地域生活移行を進めるためには、障害者支援施設では、移行先との調整、手続等のほか、体験利用等に付き添う職員の不在分を補う施設内の職員調整が必要となることに加え、生活介護の利用減により経営へ影響がでるなど負担が大きい。受入先の事業者も人員配置や環境整備など、相当の負荷がかかる。報酬改定により、地域移行促進加算や地域生活移行等の意向の確認を行う担当者の選任等が新設されたが、地域生活移行を一層促進するため、更なる報酬の評価に加え、体験利用時に職員が付き添って支援した場合や不在職員の充当、調整を行う専任の職員を配置した場合の報酬や財政的支援を新たに設ける必要がある。

なお、令和8年度報酬改定では、就労継続支援B型の報酬体系の見直しや、新規事業所の報酬抑制などが行われる見込みだが、減算につながる事業所もある。地域移行や重度の方の受入れに取り組む意欲を持てるような報酬改定が必要である。

#### ◆実現による効果

すべての障がい者が、自らの意思で必要な支援を受けながら、自分らしくいきいきと暮らしていくことができる地域共生社会を実現することができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害サービス課)

## 5 相談支援の充実

### 【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

相談支援の一層の充実に向け、国において次の方策を講じること。

- (1) 意思決定支援の取組等により丁寧なアセスメントが求められる相談支援事業所等への報酬単価の更なる引上げや基準省令の改正など、更に取り組が広がるよう方策を講じること。
- (2) 相談支援事業所において、安定した運営を図ることができるよう、計画相談に係る報酬単価の更なる引上げを行うこと。また、機能強化型サービス利用支援費報酬算定に係る複数事業所による協働について、より広域的な連携を可能とする等、協働体制の認定の要件を更に緩和すること。

#### ◆現状・課題

令和6年4月報酬改定に伴う基準省令の一部が改正されたことにより、計画相談支援の具体的取扱方針における計画相談支援の作成や提供に当たっては、「利用者の意思決定の支援に配慮すること」とされている。このことにより、計画相談支援事業所においては、計画相談支援においてより丁寧なアセスメントの実施が求められており、相談支援事業所等への報酬単価の更なる引き上げや基準省令の改正など、更に取り組が広がるよう方策を講じることが必要である。

また、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定では、一定の報酬引上げが行われたものの、機能強化型(IV)や加算なしの引上げ率は、機能強化型(I)～(III)に比べ低くなっている。

加えて、障害福祉サービス事業所の指定基準により、サービス管理責任者が欠如した場合は減算が生じる規定がある一方、相談支援専門員にはこうした規定がないなど、事業所が限られた福祉人材を相談支援に従事させる優先度は低くならざるを得ず、専任の相談支援専門員を配置しにくい状況がある。こうした中、本県において機能強化型(I)～(III)の加算を取得する事業所の割合は、令和7年4月1日時点で全体の約2割と、非常に低くなっている。

専任体制を構築し、相談支援の質を向上させるためには、事業所規模等にかかわらず十分な報酬の引上げが図られる必要があるため、報酬体系を含めた見直しを検討すべきである。

さらに、本県では、複数事業所の協働による機能強化型基本報酬の取得に向け、取得済み事業所の実践報告や好事例の共有により、事業所間の連携促進を図っているところであるが、現行の仕組みでは、協働する全ての事業所が同一の市町村又は圏域の「地域生活支援拠点等」として位置づけられていること等が条件とされており、相談支援事業所の所在地によっては協働可能な事業所が近くにないなど、制度が活用しきれない実態がある。

制度をさらに活用しやすくすることで、加算の取得を促進し、相談支援事業者の報酬の底上げにつなげるほか、小規模事業所の孤立を防ぐためにも、事業所間の連携強化の取組と合わせて、協働体制を認定する範囲をより広域とするなど、加算の取得要件の緩和が必要である。

#### ◆実現による効果

すべての障がい者が、自らの意思で必要な支援を受けながら、自分らしくいきいきと暮らしていくことができる地域共生社会を実現することができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室、障害福祉課)

## 6 地域生活を支えるための確実な財源措置

### 【提案内容】

提出先 厚生労働省

障がい福祉施策に係る超過負担の解消に向けて、国において次の方策を講じること。

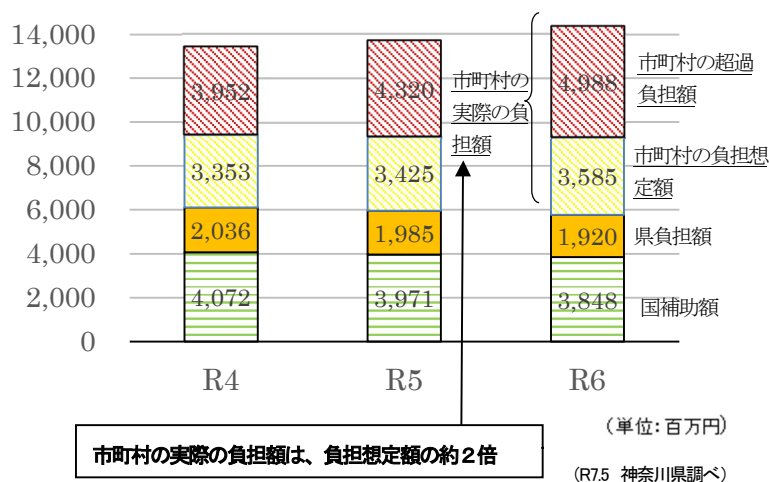
- (1) 地域生活支援事業について、事業量に見合った予算措置がされておらず、**市町村の超過負担が恒常化していることから、国において必要な財源措置**を行うこと。特に、市町村の地域生活支援事業に位置付けられた事業のうち、移動支援や日常生活用具給付、地域活動支援センター機能強化事業等の**個人向け給付事業**を、確実な財源措置がなされるよう、**負担金事業**とすること。
- (2) 自立支援給付費負担金について、居宅介護や重度訪問介護など訪問系サービスには国庫負担基準が設けられている。また、基準額を超過した市町村に対し補助を行う都道府県に対する補助制度を設けているが、都道府県や市町村に過大な負担が生じることをのまないよう、**義務的経費としての国庫負担の在り方を見直すこと**。

#### ◆現状・課題

地域生活支援事業については、本県における令和6年度の市町村の超過負担額は約50億円に達し、特に移動支援や日常生活用具給付、地域活動支援センター機能強化事業等は、市町村地域生活支援事業費に占める割合が高く、超過負担の大きな要因となっており、サービスの維持に支障をきたすおそれがある。

令和7年度の国予算額は総額3億円減額したため、依然として超過負担解消には至っていない。

本県の市町村地域生活支援事業超過負担の状況の推移

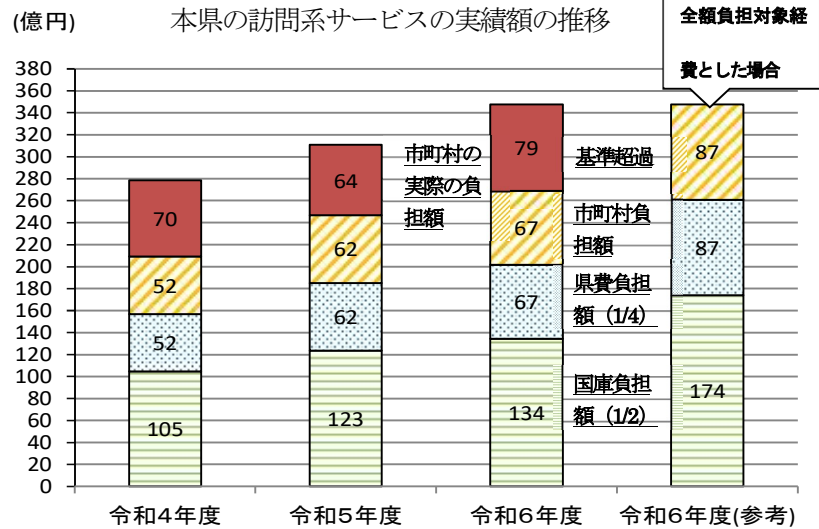


自立支援給付費負担金については、サービス量の増大とともに増加し続けているため、県及び市町村の財政を圧迫している。特に訪問系サービスについて国庫補助基準が設けられており、超過分に関しては、別途補助を行う仕組みはあるものの、財政規模等に応じた支給要件があるため補助対象から除外される市町村もあり、結果として超過額を市町村が負担している。

共生社会の実現や地域生活移行の促進など、在宅系サービスの充実は今後も重要であることを踏まえると、法定負担率どおり市町村が支弁する費用の100分の50を国が全額負担するべきである。

◆実現による効果

確実な財源措置を行うことにより、市町村の財政力に左右されない、安定的なサービス供給が図られる。



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課)

## 7 重度障害者医療費助成制度の創設

【提案内容】

提出先 厚生労働省

重度障がい者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において身体・知的・精神の重度障がい者への医療費助成制度を創設すること。

また、重度障がい者の地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担減額調整措置を直ちに全面廃止すること。

◆現状・課題

障がい者、その家族の経済的負担の軽減に寄与する重度障害者医療費助成制度は、すべての都道府県並びに市町村が単独事業として実施しているが、その実施内容を見ると、地域の財政力などによりサービス水準に格差が生じている。本来、このような医療費助成制度は国民の生命と健康に直接かかわるものであり、国の責務として、全国一律の制度を創設すべきである。

また、現在、地方自治体がこうした医療費の助成を行った場合、国民健康保険の国庫負担減額調整措置が行われている。国は令和6年度から、18歳までの子どもの福祉医療費助成に係る減額調整措置を廃止したが18歳を超える重度障がい者の医療費助成に関する減額調整措置の廃止については示されていない。令和6年度、本県においては、重度障がい者の地方単独医療費助成制度の実施に伴い約36億円減額されており、引き続き、市町村の国保財政に影響を与えるものであることから、直ちに全面廃止すべきである。

◆実現による効果

重度障害者医療費助成制度が全国統一の制度となることで、地域間格差が解消される。

また、国による制度創設が行われるまでの間は、国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止することで、被保険者の保険料負担及び地方自治体における財政負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課、健康医療局医療保険課)

## 8 知的障がい者の医療アクセスの向上

### 【提案内容】

提出先 厚生労働省

知的障がい者本人が望む医療を受けられるよう、次のとおり制度等の見直しを行うこと。

- (1) 医療と介護の両方を必要とする状態の知的障がい者が地域生活へ移行できるまでの間、施設での生活を継続できるよう、末期の悪性腫瘍の患者に限らず、**全ての知的障がい者の訪問診療についての医療保険の適用を認めること。**
- (2) **配置医師の配置基準について、入所者の健康管理等のために必要な人数などではなく明確な基準を定めるとともに、一定水準以上配置した場合に評価する加算を創設すること。**
- (3) 障害者支援施設の入所者に急変が生じた場合に、**配置医師が通常の勤務時間外に駆け付け対応を行ったときの加算を創設すること。**
- (4) 地域の医療機関を受診する際、施設入所者でも**重度訪問介護サービス**を利用できるように制度を見直すこと。
- (5) 入所者が安心して入院生活を送れるように**施設職員が入院先の医療機関に付き添う場合、施設入所時から支援が継続しているものとみなし、施設が提供している生活介護等日中サービス費及び施設入所サービス費での報酬算定を可能とする**とともに、**施設職員が面会等を一定水準以上実施した場合に評価する加算を創設すること。**
- (6) 国の責任において、**知的障がい者本人が望む医療を受けられない原因を分析して、どのようにすれば治療を受けられるようになるかを明らかにし、対策を示すこと。**

#### ◆現状・課題

障害者支援施設における訪問診療にかかる費用については、障害福祉サービス報酬等で賄われているが、令和6年度の診療報酬改定において、末期の悪性腫瘍の患者への訪問診療の費用に限り、診療報酬の算定が可能となった。しかし、それ以外の患者への訪問診療の費用については、依然として診療報酬の算定はできない。

また、障害者支援施設に入所する知的障がい者が地域の医療機関を受診する際、入院を受け入れる病院が少なく、行動障がいがあると通院さえも難しい。

これらの事情により、施設の利用者は適切な医療を受けられず、機能低下が進み、誤嚥性肺炎等で亡くなることが顕著になってきている。

入院できたとしても、職員の付き添いを求められることがある上、入院や通院時に、障がい者に対応できる者が少ない。

こうした現状を改善するためには、国による原因分析、対応策の明示が不可欠である。

◆実現による効果

すべての障がい者が、自らの意思で必要な治療を受けながら、自分らしくいきいきと暮らしていくことができる地域共生社会を実現することができる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害サービス課)

## 9 障がい者の多様な働き方の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

今の社会環境の中で働けないと思っている人も含め、全ての障がい者が働ける社会、活躍できる社会の実現を目指し、次の方策を講じること。

- (1) 障がい者が望む働き方は様々であることから、企業での雇用にとどまらず、個々の持つ特性の可視化、テクノロジー活用の促進、社会参加の推進といった施策を講じることにより、障がい者の多様な働き方を推進し、自己実現を支援すること。  
また、より多くの職場等で、重度障がい者が必要な介助を受けながら働くことができるようにしていくため、重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金、同通勤援助助成金及び雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業について、企業等の理解促進を図るとともに、利用しやすい制度に見直すこと。
- (2) 障害者手帳を有していない難病患者なども、診断書等により障害者雇用率制度の対象に追加すること。  
また、障がい者の希望に応じた働き方の選択肢を拡大するため、障害者雇用率制度における雇用率の算定方法について、週10時間以上20時間未満の特定短時間労働の導入による効果検証等を行うとともに、週10時間未満の短時間雇用を雇用率の算定対象とするなど、更なる見直しを進めること。
- (3) 障がい者雇用の一層の促進を図るためには、身近な地域における障がい者への就労支援の充実が必要であるため、障害福祉の実施主体である市町村の窓口においても就労相談を受けられる体制を整備すること。  
また、障がい者への就労支援の中核を担い、原則として、障害保健福祉圏域ごとに設置されている障害者就業・生活支援センターについて、必要な職員配置や地域の実情に応じた柔軟な設置を可能とすることにより、センターの体制強化を図ること。

## ◆現状・課題

### (1) 障がい者一人ひとりの自己実現に向けた施策の推進について

本県では、令和8年度当初予算として、障がい当事者のニーズや特性を把握し、本人の自己実現を支援できるよう、市町村（政令市・中核市を除く）の相談員配置に対して補助するとともに、障がい当事者が望む多様な働き方についての検討会を設置するほか、障がい者の特性を踏まえた就労支援を推進するための就労アセスメントセミナーや、週10時間未満の短時間雇用を促進するための予算を計上したところである。

また、これまでも障がい者の多様な働き方を推進するため、歩行困難な障がい者がオフィス環境で効率的に働けるよう設計されたロボットの商品化、テレワークによる就労機会の創出などの取組を推進してきたところである。国においても、そうした障がい者の多様な働き方を推進し、自己実現を支援する必要がある。

特に、重度障がい者に対しては、雇用施策と福祉施策との連携による通勤や職場等における支援策が整備されているが、企業等の理解が不足していることや、助成金の申請手続きが複雑であることなどから利用が進んでおらず、地域生活支援促進事業である「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」についても、令和6年度は、県内2市の実施に留まっている状況がある。このため、企業等に対し制度への理解促進を図るとともに、申請手続きを含め、障がい者及び企業等が利用しやすい制度に見直す必要がある。

### (2) 難病患者等の障害者雇用率制度の対象追加等について

障害者雇用促進法に基づく雇用率制度における対象障がい者の範囲は、身体・知的・精神障がい者で障害者手帳の所持者に限られている。

しかし、障害者手帳を有していない難病患者なども、体力面での制約や症状の特性、通院、治療等の必要から、企業での一般就労は困難であるケースが多く見られる。そのような場合、就労の困難性の判断を、医師による診断書などの障害者手帳以外の方法により担保することで、障害者雇用率制度の対象に追加する必要がある。

また、同制度における雇用率の算定方法については、令和6年4月から週10時間以上20時間未満の特定短時間労働者のうち、重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者について、1人をもって0.5人とカウントできることとなった。近年、就労希望者数や雇用者数が大幅に増加している精神障がい者や、これまでは就労できなかった重度障がい者などの就労ニーズが高まる中、短時間労働は、障がい者がその能力や特性に応じて、企業で働くための機会の増大につながることを期待できる。

障がい者の希望に応じた働き方の選択肢を拡大するため、特定短時間労働の導入による効果検証等を行い、週10時間未満の短時間雇用を雇用率の算定対象とするなど、更なる見直しを進める必要がある。

### (3) 身近な地域における就労相談体制の強化について

障がい者の就労等の場合は通勤に必要な体力などを考えると、できるだけ身近な地域に確保されることが望ましく、就労に関する相談支援も同様に、最も身近な市町村や支援機関において、障がい者一人ひとりに合ったきめ細かい支援を提供できることが望ましい。

そこで、障害福祉の実施主体である市町村の窓口においても就労相談を受けられる体制を整備することが必要である。

また、障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）は、障がい者の就業・職場定着や生活支援などの相談支援業務、また、地域の関係機関との連絡調整業務など重要な役割を担っている。

しかし、近年、センターへの登録者数及び困難ケースへの相談件数が著しく増加しているため、現状でも相談支援対応に職員が多く時間を割く中、もう一方の重要な業務である地域における関係機関の連携拠点としての役割（地域の社会資源開拓や市町村に配置した就労相談員、その他就労関係機関等へのスーパーバイズ等）を十分に果たすことが難しくなっている。

さらに、センターは国の基準により、県内に8箇所設置されているが、住所地からセンターへのアクセスが容易でない場所もあり、利用を希望する障がい者がいながら、必要な支援を受けられない状況も見受けられる。特に、平塚市、秦野市、伊勢原市等で構成されている湘南西

部圏域は、秦野市内からセンターが設置されている平塚市へのアクセスが大変不便であり、秦野市からセンターの設置の要望が本県に提出されている。

こうした状況を改善し、センターがより一層、地域における就労支援の中核を担っていけるようにするためには、必要な職員の配置に向けた経費の増額が必要である。また、障がい者の利便性の向上を図り、一人ひとりのニーズに合った支援を提供するためには、地域の実情に応じて柔軟にセンターを設置できるよう、人口要件の緩和など基準の見直しが必要である。

**◆実現による効果**

これらの提案が実施されることで、障がい者の多様な働き方の推進に繋がり、働けないと思っている人も含め、全ての障がい者が働ける社会、活躍できる社会が実現する。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局障害福祉課、産業労働局雇用労政課)